

**オフィスフォーティーズ 企業法務シリーズ 中国
民商法の理論と実務 22回 管財人ガイドライン意見
徴求稿 一般規定部分について**

著者	村上 幸隆
雑誌名	JCAジャーナル
巻	56
号	6
ページ	40-45
発行年	2009-06-10
権利	(C) 日本商事仲裁協会：このデータは日本商事仲裁協会からの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/7768

中国民商法の理論と実務②

管財人ガイドライン意見徵求稿
— 一般規定部分について —

村上 幸 隆*

I はじめに

中国の企業破産法は、2006年8月26日に制定され、2007年7月1日から施行されている。

企業破産法と「企業破産法（試行）」に代表されるそれまでの中国における破産法制との大きな違いの一つに、破産管財人〔管理人〕制度の導入があげられる。

企業倒産処理手続が迅速・公平・適性に遂行されるためには、破産管財人がいかに倒産処理手続を処理していくかにかかっている。

そのためには、日本の倒産処理手続を見てもわかるように、裁判所と弁護士（会）との緊密な協力のもとに、しかもかなりの程度マニュアル化された業務遂行体制の確立が求められる。

ところが、中国で、施行されて約2年近くたつのに、現実にはどのように倒産処理手続が行われているのかの情報が極めて少ない。

中国に投資している日系企業にとって、中国からの撤退の一つの（あるいは最後の）選択肢としての「企業破産法による処理」も考えられるが^①、そうした場合にどのように処理されるのかわからないと選択肢の一つとなりえない。理論上は、外商投資企業にも適用されるのであるが、実際にどうなのか^②。それが分からないと不安である。

今回紹介するのは、中華全国弁護士協会〔中華全国律師協會〕経済專業委員会による「弁護士

〔律師〕が破産管財人を担当することについてのガイドライン」〔律師担任破産管理人業務指引〕についての意見徵求稿であり、中華全国弁護士協会において、弁護士が管財人業務を行う際にどのように行えばよいのかについての考え方を示しているものである。

本稿で紹介するのは、本ガイドライン（意見徵求稿）の一般規定の部分である。

本ガイドラインは、中華全国弁護士協会において意見を徵求している段階で、いまだ確定していないのではあるが、一定の参考になるものとして、企業破産法やその関連司法解釈との関連性を含めて紹介するものである^③。

II 管財人に関する法令の規定

管財人に関しては、企業破産法において第3章・22条～29条において規定がある他に、2つの司法解釈が存在する。

一つは、管財人の指定に関する「最高人民法院 企業破産案件審理の管財人指定に関する規定」〔最高人民法院 關於審理企業破産案件指定管理人規定〕（2007年4月4日最高人民法院審判委員會第1442次會議通過 法釈〔2007〕8号）（以下「管財人指定規定」という。）である。

もう一つは、管財人報酬に関する「最高人民法院 企業破産事件審理の管財人報酬確定に関する規定」〔最高人民法院 關於審理企業破産案件確定管理人報酬的規定〕（2007年4月4日最高人民法院審判委員會第1422次會議通過 法釈〔2007〕9号）（以下「管財人報酬規定」という。）である。

* むらかみ ゆきたか

弁護士・関西大学大学院法務研究科教授
現代アジア法研究会会員

Ⅲ 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、第1章・一般規定、第2章・破産清算申立受理後の管財人の職責、第3章・更生を裁定した後の管財人の職責、第4章・和議が裁定された後の管財人の職責、第5章・破産宣告後の管財人の職責の全5章57か条で構成される。

Ⅳ 本ガイドラインの一般規定

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインの目的は、弁護士の実務執行行為を規範化し、弁護士のサービスの質とレベルを高め、業務執行のリスクを防止し、弁護士の企業破産事件事務における作用を十分に発揮させることとされている(1.1条)。

2 本ガイドラインの適用範囲

いずれの方法による管財人就任の方法を問わず、弁護士事務所・弁護士個人が管財人業務を行う場合に適用される(2.2条～2.3条)。

3 関連制度の制定

管財人名簿に登録した弁護士事務所・弁護士個人は、管財人団構成と分業制度、管財人業務の作業行程制度、記録の管理制度、報酬配分、リスク分担などの関連制度を制定しなければならない(3.1条～3.2条)。

4 管財人の任命

(1) 管財人の指定方法

管財人の指定方法に関して、本ガイドラインには特段の定めはない。

企業破産法によると、管財人は人民法院が指定する。人民法院は、原則として関連部門又は機構の人員により構成された清算委員会、弁護士事務所、会計士事務所等を管財人に指定する(企業破産法24条1項)。このように、管財人に関しては、弁護士事務所といった組織による管財人の就任が原則となっている。しかし、債務者の状況によっては、弁護士事務所、会計士事務所等の中の専門資格のある個人を管財人に指定することができる(企業破産法24条2項)。

管財人の具体的な指定方法については、最高人民法院が別途規定することとしており(企業破産法22条3項)、それを受けて「管財人指定規定」が施行されている。

これによると、管財人は以下のような手続を経て指定される。

① 管財人名簿の編製

各人民法院は、破産管財人名簿を作成するため、管轄区域内のメディアを通じて管財人の申込要件、審査基準・手続その他の事項を公告する(「管財人指定規定」5条)。

当該人民法院の管轄区域内の資格を有する機構及び個人は、管財人名簿への登録を申請することができる(「管財人指定規定」3条)。

人民法院は、初歩的審査に合格した機構及び個人の名簿を各別に作成して公告する(「管財人指定規定」11条1項)。公告期間満了までに異議が申し立てられた場合は再審査をする(「管財人指定規定」11条2項)。異議がなければ全国発行のメディアで管財人名簿を公布し、同時に最高人民法院に届出をする。

② 管財人の指定

原則として、人民法院が企業破産事件を受理した場合、その管轄区域の管財人名簿に掲載されている管財人の中から当該事件の管財人を指定する(「管財人指定規定」15条1項)。

例外的に、金融機構の破産事件又は全国的に重大な影響がある大規模で複雑な破産事件については、他の地域の人民法院の管財人名簿の中から管財人を指定することができる(「管財人指定規定」15条2項)。

管財人は弁護士事務所などの機構から指定されるのが原則であるが、債権債務関係が簡単であって、債務者の財産が比較的集中している企業破産事件については、個人を管財人に指定することができる(「管財人指定規定」17条)。

すなわち、管財人は、弁護士の場合は、弁護士事務所単位で選任されるのが原則である。

(2) 管財人の欠格事由

① 企業破産法による欠格事由は、以下のとおり

である（企業破産法24条3項）。

- (i) 故意の犯罪により刑罰を受けたことがある場合
 - (ii) 関連する専門執業証書が取り消されたことがある場合
 - (iii) 破産事件と利害関係がある場合
 - (iv) 人民法院が管財人となるのが不適格と認めるその他の事情がある場合
 - (v) 個人の場合、業務責任保険に加入していない場合
- ② 本ガイドラインは、管財人の欠格事由として、故意犯に基づき刑事処分を受けた場合、関連専門業務執行証明書を取り消されたことがある場合、破産事件と利害関係がある場合、人民法院が管財人を担当するに適さないと認めるその他の場合が挙げられている（4.1.1条～4.1.4条）。これは、企業破産法24条3項と同じである。

企業破産法24条3項は、どのような場合に利害関係があるか、どのような場合に人民法院が管財人を担当するに適さないと認めるかについての具体的な規定はないが、「管財人指定規定」に具体的な規定がある。

本ガイドラインはこれを受けて、次のように規定した（4.2条～4.5条）。

(i) 破産事件と利害関係がある場合

弁護士事務所につき、債務者・債権者と最終していない債権債務関係がある場合、人民法院が破産申立受理前3年間に債務者に比較的固定した法律サービスを提供した場合、現在又は人民法院が破産申立を受理する以前の3年間に債務者・債権者の支配株主又は実質的支配者であった場合、債務者・債権者の財務顧問・法律顧問を現在担当しているか又は人民法院が破産申立を受理する以前の3年間に担当したことがある場合、その他管財人職責の忠実な履行に影響する可能性があるとして人民法院が認めるその他の場合が挙げられている（4.2条）。

弁護士個人につき、上記事由がある場合のほか、債務者・債権者の董事・監事・高級管理人員を現在担当しているか又は人民法院が

破産申立を受理する以前の3年間に担当したことがある場合、債権者又は債務者の支配株主・董事・監事・高級管理人員と夫婦・直系血族・3世代以内の傍系血族又は近姻戚関係が存在する場合が定められている（4.3条）。

これらの内容は「管財人指定規定」と同様である（「管財人指定規定23条・24条」）。

(ii) 管財人を担当するに適さないと認めるその他の場合

弁護士事務所につき、業務執行・経営中に故意・重大な過失行為により、行政機関・管理監督機関・業界自律組織の行政処分又は規律処分を受けた日から3年を経っていない場合、違法行為の嫌疑により関連部門の調査を受けている場合、業務執行許可証又は営業許可証が取り上げられたか取り消された場合、職務履行に適さない又は人民法院の任命を拒絶した等の原因で、人民法院に管財人名簿から除名された日から3年を経っていない場合、管財人を担当する際に備えるべき専門能力が不足する場合、民事責任負担能力に欠ける場合、重大な債務紛争がある場合・解散・破産原因が発生した場合又は業務執行責任リスクを負担する能力を喪失した場合、職務履行時に故意又は重大な過失により債権者の利益に損害を与えた場合、管財人職責の履行に影響する可能性があるとして人民法院が認めるその他の場合である。

弁護士個人につき、業務執行資格が取り消され又は取り上げられた場合、業務執行・経営中に故意又は重大な過失行為により、行政機関・管理監督機関・業界自律組織の行政処分又は規律処分を受けた日から3年を経っていない場合、職務履行時に故意又は重大な過失により債権者の利益に損害を与えた場合、職務履行に適さない又は人民法院の任命を拒絶した等の原因で人民法院に管財人名簿から除名された日から3年を経っていない場合、管財人を担当する際に備えるべき専門能力が不足する場合、民事責任負担能力に欠ける場合、失踪・死亡・民事行動能力を喪失した場合、

健康の原因により職務履行ができなくなった場合、業務執行責任保険が失効した場合、重大な債務紛争がある場合、違法行為の嫌疑により関連部門の調査を受けている場合、管財人職責の履行に影響する可能性があるとして人民法院が認めるその他の場合である。

これらの内容についても、「管財人指定規定」と同様である（「管財人指定規定」9条）。

(3) 受任義務

本ガイドラインは、欠格事由に当たる場合を除き、管財人名簿に登録した弁護士事務所・弁護士は、人民法院から管財人に任命された場合には、受任しなければならないとしている（4.1条、「管財人指定規定」28条1項）。

(4) 欠格事由がある場合の対応

① 人民法院が公布する管財人名簿に登録した弁護士事務所が、人民法院による公告・競争による管財人指名に参加する場合に、本ガイドライン4.1条の規定する欠格事由がある状況のいずれかが発生した場合は、競争から退出しなければならない（4.6条、「管財人指定規定」25条）。

② 弁護士事務所・弁護士個人が人民法院の任命を受けて破産事件の管財人になった後に、自分に破産事件と利害関係を有する状況のいずれかが発生した場合は、人民法院に回避の申立をし、状況を説明しなければならない（4.7条）。

弁護士事務所・弁護士個人が人民法院の任命を受けて破産事件の管財人になった後に、自分に管財人を担当するに適さないその他の状況のいずれかが発生した場合は、人民法院に辞職の申立をし、状況を説明しなければならない（4.8条）。

弁護士事務所・弁護士個人が破産管財人になった後に利害関係等が生じた場合には、企業破産法、「管財人指定規定」による人民法院からの更迭がありうるが、本ガイドラインは、更迭されるより前に自ら人民法院への回避・辞職・情況説明を求めている。

(5) 管財人の更迭

管財人の更迭に関しては、本ガイドラインには特段の定めはない。もっぱら企業破産法、「管財人指定規定」の定めるところによる。

管財人指定規定によると、債権者会議は、管財人が法に従い公正に職務を執行できない又は職務に堪えないと認める場合は、人民法院にその更迭を申し立てることができ、人民法院は、一定の事由がある場合には、債権者会議の申立がなくても職種で管財人を更迭することができる（企業破産法22条2項、「管財人指定規定」31条・32条）。

5 管財人団の人員構成、業務分担及び調整(5条)

破産管財人が管財人団を構成して業務を行う場合の規律については、企業破産法、「管財人指定規定」には定めがない。

管財人を担当する弁護士事務所・弁護士個人は、一個の管財人団を任命派遣して、管財人の職責を履行させることができる。管財人団のメンバーの人員構成及び業務分担は、弁護士事務所・弁護士個人が、破産事件の実際的な需要と管財人の職責履行情況に基づき確定し、人民法院に報告する（5.1条）。

管財人団は当該弁護士事務所の弁護士を団長とすることができる。団長は対外的には管財人を代表し、対内的に団のメンバーの指導をし、管財人団の内部の業務計画の制定に責任を負う（5.2条・5.3条）。

管財人団のメンバーは当該弁護士事務所以外の人員でもよい（5.5条）。

人民法院が公告の方式で管財人業務を招聘する競争に参加して管財人に任命された弁護士事務所に任命された場合、実際に任命派遣される管財人団はその競争計画の約定に適合するものでなければならない（5.6条）。

人民法院の任命を受けて破産事件の管財人を担当する弁護士事務所・弁護士個人は、管財人団のメンバーに本ガイドライン規定の管財人の担当に適さない状況のいずれかを発見した場合、直ちに調整して人民法院に報告しなければならない（5.7条）。

6 管財人報酬 (6条)

(1) 企業破産法及び「管財人報酬規定」の定め

管財人の報酬の確定方法は最高人民法院が規定する(企業破産法22条)。これを受けた「管財人報酬規定」これによると、管財人の報酬は、破産事件を担当する人民法院により確定される。

管財人の報酬は、以下の手続を経て確定される。

- ① 人民法院は、弁済できる破産財産の価値及び管財人の業務量について予測をしたうえ、管財人報酬案を初歩的に作成する。報酬案には、報酬額の比率及び支払時期を含む(「管財人報酬規定」4条)。
- ② 第1回目の債権者会議において、管財人は人民法院が作成した報酬案を債権者に報告する(「管財人報酬規定」6条2項)。報酬案に意見があった場合、管財人と債権者会議の間で協議して、報酬調整案を作成する(「管財人報酬規定」7条1項)。
- ③ 管財人は、債権者会議において同意した報酬案又は合意がなされた報酬調整案を人民法院に提出する(「管財人報酬規定」7条1項)。
- ④ 人民法院は、報酬調整案について審査し、管財人報酬を確定する(「管財人報酬規定」8条1項)。管財人報酬の具体的算定方法は、下記のとおりである(「管財人報酬規定」2条)。

破産財団が最終的に弁済した財産総額	管財人報酬
100万元以下の部分 (100万元を含む)	12%以下で確定
100万元を超え500万元以下の部分	10%以下で確定
500万元を超え1000万元以下の部分	8%以下で確定
1000万元を超え5000万元以下の部分	6%以下で確定
5000万元を超え1億元以下の部分	3%以下で確定
1億元を超え5億元以下の部分	1%以下で確定
5億元を超える部分	0.5%以下で確定

(2) 本ガイドラインは、「管財人報酬規定」を受けて、次のように定めている。

人民法院の任命を受けた管財人は、債務者の最終的に弁済可能な無担保財産の価値総額に対し見積りを行い、破産事件に必要な管財人の作業量に基づき破産管財人の報酬案を提案し、人民法院に報告して確定する(6.1条)。

人民法院が当初の管財人報酬案を確定した後に、管財人は当該管財人報酬案に対し確認を行い、債権者会議に報告しなければならない(6.2条)。

管財人が、人民法院が初期に確定した管財人報酬案の確認後に、管財人の得る報酬額が低すぎると認める場合、管財人は管財人の報酬を増額する新しい案を提出し、債権者会議と協議することができる。協議が一致した場合、管財人は、人民法院に対し、具体的な請求及び理由を書面で提出し、相応する債権者会議の決議を添付しなければならない(6.3条)。

人民法院による管財人報酬案を確定後、管財人が職務執行中に管財人報酬案が破産事件と管財人職責履行の需要を満たすことができないことがわかった場合、人民法院に管財人報酬増額を請求することができる。人民法院が増額同意する場合、管財人は、直ちに修正内容を債権者委員会又は債権者会議議長に報告する(6.4条)。

管財人の担保財産の管理、処分及び換価業務に対する報酬は、管財人が財産権利者と協議して受け取る。協議が成立しない場合は、管財人は人民法院に規定額の範囲内で確定するよう請求することができる(6.5条)。

人民法院による公告・競争による管財人指名に参加して管財人に任命された弁護士事務所は、人民法院が確定した報酬案について、債権者会議が増額に同意する決議をした場合は除いて増額を請求することはできない(6.8条)。

管財人は、職務執行後に取得する報酬が低すぎるか、無報酬となるリスクを十分に考慮しなければならない(6.6条)。

弁護士個人が管財人を担当する場合、管財人報酬は所属する弁護士事務所がまとめて受け取る(6.7条)。

7 管財人業務遂行の原則 (7条)

弁護士事務所・弁護士個人は、管財人職務遂行にあたり、勤勉に責任を尽くし、忠実に職務を執行し、かつ、周到慎重原則を貫徹し、法律に従い関係業務を行い、法律リスクを適切に防止しなければならない(7.1条、企業破産法27条)。また、

業務効率、破産費用の節約を重要視しなければならない(7.2条)。

管財人の職務執行に際し、人民法院に業務報告を行い、債権者会議及び債権者委員会の監督を受ける(7.3条)。

管財人は、秘密保持義務を負う(7.4条)。

管財人業務については、履行補助者を使用することはできるが、管財人がなすべき職責の全部又は一部を他の社会仲介機構又は個人に譲渡することはできない(7.5条)。もっとも、履行補助者の使用と職責の譲渡が、それほど明確に分けられるかどうか疑問である。

8 管財人の賠償責任(8条)

管財人が、勤勉に責任を尽くし、忠実に職務を執行することをせず、債権者、債務者又は第三者に損失をもたらした場合は、管財人は法律に基づいて賠償責任を負う(8.1条)。

管財人団のメンバーが、勤勉に責任を尽くし忠実に職務を執行することをせず、債権者、債務者又は第三者に損失をもたらした場合は、当該メンバーの行為は管財人の行為とみなされる(8.2条)。

管財人が招聘した機構、事務員が勤勉に責任を尽くし、忠実に職務を執行せず、債権者、債務者又は第三者に損失をもたらした場合は、当該機構、事務員は法律に基づいて賠償責任を負う(8.3条)。管財人団のメンバーの場合と異なり、管財人の賠償責任に言及していない。

V 終わりに

本ガイドラインの紹介は、意見徴求稿であることも考慮して、一部の紹介にとどまった。

本ガイドライン自体、管財人が具体的に利用することができるマニュアル的なものからすると、いまだしの感がする。

しかし、中華全国弁護士協会が、このようなガイドラインの制定に向けて動いているということは、管財人業務を迅速・公平・適正に執行していくための、一つの前進であり今後どのような形で正式なものになるかについて、注目する必要がある。□

[注]

- (1) 中国からの外商投資企業の異常撤退(夜逃げ)が近年増加している背景として、一つには、企業側に中国における解散・清算を含めた倒産処理手続におけるデュー・プロセスに対する不安が大きいという面を見逃してはならない。異常撤退に関しては、2008年11月19日に、中国商務部・外交部・司法部・公安部が合同で「外資の中国からの異常撤退関係利益者の国際追及及び訴訟業務ガイドライン」〔外資非正常撤退離中国関利益方跨国追求与訴訟工作指引〕を出している。その内容の紹介については、趙強外「外資の中国からの異常撤退に係る問題に関する簡単な分析」(中国法令152号13頁～23頁)参照。
- (2) 筆者は、現代アジア法研究会メンバーと本年3月に華東政法大学とのシンポジウムを行ってきたが、その際に現地のある中国弁護士に対して質問したところ、外商投資企業において企業破産法に基づく倒産処理手続がなされた例は聞いたことがないとのことであった。
- (3) 本ガイドラインは、現在日本弁護士連合会国際交流委員会の中華全国弁護士協会との友好協定締結2周年セミナー準備のためのプロジェクトチームメンバー(池内雅利弁護士、石本茂彦弁護士、塚本亜里沙弁護士、中島あずさ弁護士、山上祥吾弁護士、筆者)により翻訳中のものであり、これは本年9月20日に中国において開催が予定されている当該セミナーの準備作業として行っているものである。なお、当該セミナーにおいては、「破産法」をテーマにし、日本企業にとって興味があると思われる外資投資企業の破産等について日中双方から発表、討論を行う予定である。

